

第 18 回 民間資金等活用事業推進委員会  
議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第 18 回 民間資金等活用事業推進委員会  
議事次第

日 時：平成 20 年 4 月 3 日( 金 ) 15:00 ~ 16:00

場 所：合同庁舎 4 号館 2 階第 3 特別会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

( 1 ) 「 P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」及び「 P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」について

( 2 ) その他

3 . 閉 会

出席者

【委員】

渡委員長、山内委員長代理、高橋委員、野田委員、前田委員、宮本委員

【事務局】

宮澤副大臣、松元政策統括官、赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

事務局 ただいまから、第 18 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日は、委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、わざわざお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は 9 名の委員の先生方のうち 7 名の先生から御出席の御連絡をいただいておりますが、今、6 名の委員に御出席をいただいております。9 名の委員のうちの過半数が定足数でございますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、渡委員長にお願いをいたします。

渡委員長 それでは進めさせていただきます。

本日はお忙しい中、宮澤副大臣に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まず、宮澤副大臣からご挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮澤副大臣 御紹介いただきました内閣府副大臣の宮澤でございます。昨年 8 月に就任いたしました。初めて、この会議に出席をさせていただきます。

第 18 回の民間資金等活用事業推進委員会と伺っておりますが、渡委員長をはじめ、委員の皆様大変お世話になっております。この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。

さて、一昨年の 11 月に本委員会において対応すべき課題を御報告いただいたと伺っております。

本日は、お取りまとめいただく予定のものが「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」また「PFI 事業契約との関連における業務要求水準の基本的考え方(案)」ということで、現在 PFI の現場で生じている実務上のさまざまな課題の解決に向けた道しるべとなるものであって、また、今後 PFI をより一層使いやすいものにしていくための大きな一歩だと考えております。

一方で昨年の秋以来、景気の方が大変厳しい、100 年に 1 度とか、また、未曾有と言われております状況。その中にありまして、去年は三次にわたって経済対策。補正予算が一次、二次と。やっと先週末に今年度の本予算が通ったわけでございますけれども、政府また与党においては、早速もう、次の経済対策ということで検討に入らせていただいております。

できれば 4 月末、連休前には補正予算という形で国会に提出できればということで今、作業を加速させているところでございますけれども、いろいろそういう中でも議論がございまして、25 兆、30 兆と言われていた需給ギャップを公的資金で埋めろという意見もございまして、なかなかそれだけ公的資金だけで埋めろということはおそらく不可能でございます。民間の資金をどう活用していくのか、その刺激策をどうしていくのかと。世の中でこの PFI 等々といったところは大変重要な

要素だと思っております。

そうした意味で、皆様の御協力をまたさらにお願いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

渡委員長 ありがとうございました。宮澤副大臣は、所用によりまして、ここで退席されます。

宮澤副大臣 どうぞよろしく申し上げます。

渡委員長 どうもありがとうございました。

(宮澤副大臣退室)

渡委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。まずは、事務局の方から資料の確認をお願いします。

事務局 それでは資料の方、お手元にクリップでとめた形で配られたものと、あと「資料」というバインダーの方を配らせていただいておりますけれども、クリップで留めてある方、1枚目に「議事次第」がございます、こちらの方に配布資料一覧がございます。

資料1 「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」。

資料2 「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」。

資料3 「今後の審議に当たり留意が必要となる事項」。

資料4 「PFI推進委員会報告(概要)」の見取り図を付けさせていただきます。

そのほか「議事次第」がございますとおり、「参考資料」として1から5までと、「(別添参考資料)」ということで、こちらのバインダーの方に付箋をつけた形で置かせていただいております。

資料の方は以上でございますので、もし過不足等ございましたら事務局の方までお申し付けください。

以上です。

渡委員長 資料の不足等はございませんでしょうか。何かございましたら、事務局に言っていただければと思います。

本日の議事は、副大臣からもご発言がありましたとおり、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」と「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」についてでございます。

本件につきましては、昨年7月に開催されました第17回PFI推進委員会において、パブリックコメント、意見交換会等を通じ、広く意見を募集した上で、再度、総合部会で検討することとなっております。

本日は、まず山内総合部会長から、総合部会での検討結果について御報告いただ

きまして、当委員会としてのとりまとめを行うべく、各委員の方々の御意見を頂戴し、まとめていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、山内部会長、よろしく申し上げます。

山内部会長 承知いたしました。総合部会の検討状況について、報告をさせていただきます。

総合部会では、昨年7月から9月にかけて、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡。全国5か所で意見交換会を行いました。また、同時並行的にパブリック・コメントの募集を実施いたしました。これらいただいた意見については「参考資料1」及び「参考資料2」としてまとめてお配りしておりますのでご覧いただければと思います。

その後、いただいた意見を踏まえまして、昨年10月から本年の1月まで計4回にわたりまして、総合部会を開催いたしまして、そういう議論を行ってまいりました。

1月20日の総合部会検討会の後に、これまでの検討結果を総合部会所属委員の承認を持ち回りの形でご了承を得るといようなことをいたしまして「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」それから「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」とこういう形でとりまとめたところです。

本日は、これを資料1、2としてお配りしておりますけれども、本報告をもって、総合部会における検討結果の内容報告とさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、事務局から説明を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、部会長の指示によりまして、資料1、資料2について、御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。

「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」でございます。

目次のところをごらんいただきますと、「まえがき」に引き続きまして、

「第1章 状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス対価の変更」について取りまとめられまして、

第1節 変更メカニズムに関する基本的な考え方。

第2節 サービス内容の変更に関する規定。

第3節 建設費に係る物価変動リスクへの対応でございます。

この部分について非常にいろいろな多くの御意見をいただきまして、資料をめぐっていただきまして20ページをごらんいただきますと、ポイントということで、3つに整理がされております。

急激で著しく、かつ通常は予測不能な物価変動を対象として、建設費の改定を

行う規定を設ける。

上記規定においては、用いる指標や改定の判断基準等を明確化することが望ましい。

通常の範囲内での物価変動リスクは選定事業者が負担するというごさいます。

元の目次1ページにお戻りいただければと存じます。

1ページに戻っていただきますと、この物価変動リスクに引き続きまして「第4節 ソフトサービス等の価格変更に関する規定」についてとりまとめているわけでごさいます。

また第2章の任意解除につきましても、数多くの御意見をいただいてとりまとめられたところです。28ページをご覧くださいと「【任意解除に関する実務上のポイント】」といたしまして、

PFI事業契約には、管理者等による契約の任意解除権及びその際の選定事業者への損失補償について明確に規定する。

任意解除時の選定事業者に対する損失補償額は、実際に生じた損失については原則すべて補償する。一方、逸失利益についても補償の対象とするが、範囲は限定されるということでごさいます。

これが任意解除でして、次に29ページをごらんいただきますと「第3章 情報共有及び情報公開」でごさいます。

このポイントは33ページをごらんいただきますと2点。

サービス対価の見直し(第1章第4節)、サービス内容の変更(第1章第2節)、管理者等による解除(第2章)などの際のサービス対価の変更額を客観的に算定すること、また事業の円滑な継続のために必要な情報を早期に把握、履行状況のモニタリングによる成果の確認といった観点から、選定事業者が管理者等に開示すべき情報の範囲を官民協議の上決定すべきである。

開示を受けた情報については、住民に対して公表されるべきである。というポイントで取りまとめられております。

また2ページにお戻りいただければと思います。

情報共有に引き続きまして、「第4章 紛争解決手続」について、「第5章 法令変更」について、「第6章 モニタリング・支払いメカニズム」ということで、それぞれ必要な事項を整理し、取りまとめされているところでごさいます。

以上、資料1でごさいます。

それから資料2の方をごらんいただければと存じます。

資料2の方は「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」でごさいます。まず「序.『PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)』の位置づけ」を整理した上で「 」として「業務要求

水準書の位置付け」をプロセスから見て整理されております。

また「業務要求水準書に求められるもの」これを整理しておりまして、「業務要求水準書に関する諸課題と対応の方向性」ということで、さまざまな課題について整理しております。

具体的には「1. 管理者等の意図の明確化」でして、また「2 - 1. 業務要求水準の明確化」でございます。

ここで特にいろいろな、ここに挙げてあるような事項について整理しておりまして、1つごらんいただきますと、例えば17ページでございます「(5)官民のコミュニケーション」の部分におきましては、「課題」それから「考え方」について整理した上で、それぞれその「<導入可能性調査段階>」、それから18ページをごらんいただきますと、「<実施方針公表以降>」さらに「<入札公告後>」と、必要な整理をされているところでございます。

また「<入札公告後>」につきましても「対話を行う方法」でありますとか、あるいは「対話の内容の公表」について整理をした上で「留意点」についても掲げているという、そういう状況でございます。

もとの資料1ページ、目次のところにお戻りいただきますと、今、これが「2 - 1. 業務要求水準の明確化」でございまして「2 - 2. 達成すべき基準の明確化」、更に「2 - 3. 業務要求水準・モニタリング・支払いメカニズムの三位一体の検討」について整理がされているわけでございます。

次のページをごらんいただきますと、更に大きな項目といたしまして「地球温暖化対策の観点から求められること」「業務要求水準書の構成」「業務要求水準書の作成手順」について、それぞれ整理がされているということでございます。

資料1、2についてざっとご説明させていただきました。よろしく願い申し上げます。

渡委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明ありました「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」、もう一つの「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」につきまして、御意見等をいただきまして、これをまとめてまいりたいと思います。各委員の方、御意見いかがでしょうか。

私からまず1つ質問して宜しいでしょうか。今ご説明頂いた中で、「情報開示」の項目について、銀行側の情報開示は適切に行われているのでしょうか。銀行が非常に情報を開示するのを嫌がる、という話を聞いたことがありますけれども。

事務局 いろんな関係者の方にご参加いただいて、委員の先生方の合意を得て、とりまとめさせていただきましたので、その部分は情報公開しつつ、必要な部分については、適切な配慮をするという事で整理されているものと考えております。

A委員 本件は、ある程度銀行などとも話をしつつ、最低限必要なものは公開するよう詰めているという認識で宜しいでしょうか。

事務局 この委員会自体にも金融の関係の非常に知識・経験を持たれる方にご参加いただいておりますし、それに加えて、公表されるこの基本的考え方でとりまとめられるということになるとしますともう、いろいろな方にまた御理解をいただき、そういう努力をさせていただきたいと思います。

A委員 そうですか、わかりました。

事務局 今の件ですが、資料1の32ページをごらんいただきたいと思います。「(2)情報の公表」というところです。その中ほどに としまして「選定事業者と委託先との契約及び選定事業者との融資契約等」これは渡会長の御質問の御趣旨だと思いますが「民間事業者が自らのリスクとノウハウに基づいて実施するものであるほか、民間事業者独自のノウハウも含まれるものであり、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることに留意する必要がある」ということで、念のための規定を置いてありますので、よく関係当事者でお話合いになってという趣旨が入っております。

A委員 わかりました。

渡委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

B委員 ただいま、まさにA委員が御指摘の点につきまして、私も総合部会に出席しております。私自身はもともと金融機関とか証券業務に携わったものですが、私ではない方から、やはり秘匿すべきものは秘匿するような御意見が実はあったのでございます。

まあ、ご心配のようなところがあるかと思いますが、ただ、今回、PFIという枠組みを大きなところで理解しますと、私の意見としまして、これは要するにパブリックな事業であるということであって、純粋に民間同士の事業ではないのだと。そこで問題になるのは金融機関とSPCとの契約というのは、管理者等から見まして、要するに外側に見えるわけですね。

ところが、金融という立場から見ますと、あくまでもこれは管理者が主体になって企画し、公共的な責任を持って行う事業、こういう基盤の上に立って行われる事業でございますから、要するに、管理者と直接印鑑を押す契約ではないといえ、形式的に確かにそうなのですが、実態的にはあくまでも公共の立場で主体的に行っていくものですから、これは必要なことは開示してもらわないと非常に困ったことが起きるわけですね。ある日突然、銀行側がレッドカードを突きつけてSPCを倒産させてしまいますと、いきなりその公共サービスが止まってしまうわけです。

ですから、そもそもそういうようなリスクは、これは極端な話で申し上げますと、金融機関としてそういうつもりがもしあるのであれば、参加すべきではございませんし、しかしそうは言っておられないので、実は、ダイレクトアグリーメントとい



うのは、実は外側にいる金融機関と管理者等が直接契約を結ぶと、そういう契約関係もあるわけです。そのベースになるのは、融資契約になるわけです。それを見せたくないというのは、極めて異常な態度なのだろうと思うのですね。

だからもしそこまで極端なことを言えば、参加すべきではないし、参加する以上はあくまでも公共目的という前提の上に立って、やっぱり契約に立ち会っていただきたいなど、そういうふうに思います。

渡委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは他に御意見がないようですので、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」と「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」につきましては、この案をもちまして、PFI推進委員会としてとりまとめていくことにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

渡委員長 ありがとうございます。ではそういうことにさせていただきます。

それでは、次に、今後の進め方につきまして、御議論いただきたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料3と資料4が関係する資料でございますが、主に資料3について私の方から説明をさせていただきます。

「今後の審議に当たり留意が必要となる事項」という資料でございます。

「民間資金等活用事業推進委員会報告(平成19年11月)」、これは参考資料3にも付けさせていただいておりますが、その一部抜粋でございます。

「我が国は英国等と比較すると、契約書等の標準化は進んでおらず、これが、管理者等が、PFIは手間がかかるとして敬遠している要因の一つとなっているとも推測される。

また、国際的にも契約書等を標準化し、グローバルスタンダードを確立していこうという動きがあり、このような動きに適切に対応していく観点からも、契約書等の標準化は必要である。」という記述がございます。

今、ちょうどとりまとめていただきました資料1、資料2は実務の参考となる非常に大きな成果ではございますが、ただ、契約の標準化という意味で、これが実現できているかといいますと、その面ではやはりやや足りない面もあろうかと存じます。

また、そういうことも踏まえまして、この基本的考え方の中、資料1の中自体でもこの2つ目の「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」にありますように、「今後も本委員会です十分な議論を経た上で、条項例、さらにはPFI標準契約を作成していくことを想定している。」という記述がございます。

次に「 P F I 事業契約をめぐる状況」全般について簡単に御説明させていただきます。

平成 20 年末で P F I 事業契約を締結した件数は 285 件でございます。

「事業分野ごとの事業契約書例」として、例えばこの に挙げておりますように、「(文部科学省『公立学校耐震化 P F I マニュアル』平成 20 年)」におきましては、「 P F I 事業契約書(例)」が添付されておりますし、また「(国土交通省『国土交通省所管事業への P F I 活用に関する発注者向け参考書』)平成 20 年」におきましては、「庁舎事業契約書例」というものが添付されております。なお、この「庁舎事業契約書例」については平成 20 年に作成され、21 年 3 月に一度改定が行われているようでございます。

また、国では公務員宿舎の事業例が 15 件、庁舎の事業例が 8 件、刑務所の事業例が 4 件ございまして、これらの分野では多くの関係者による検討を経て P F I 事業契約が作成されているというような状況でございます。「(例)最近の契約書等の公表例」といたしましては、宿舎、庁舎、それぞれここに示させていただきました。そこにそれぞれ「(案)」がついております。「(案)」がついているということは、これはどういうことかといいますと、実施方針、入札広告の段階で公表されているものということでございます。「(案)」ですので、実際に締結された、あるいは締結されるであろう契約とは異なる、すなわち契約締結の段階で修正される可能性が強いものではございますが、オープンにされ、利用可能な資料として、このような資料があるということでございます。同一の管理者が幾つも事業を実施した場合には、その管理者の考え方はある程度経験を得て、固まってきているともいえるような状況があるわけでございます。

次のページ、2 ページ目をごらんいただければと存じます。2 ページ目をごらんいただきますと、島根あさひ刑務所のものがありまして、それから次の「建築以外に土木の事業においては、例えば東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の例」もございまして。

また、島根あさひの刑務所の例を別にしますと、以上は、どちらかという施設整備に重点がおかれた事業ですが、地方公共団体では、サービス提供業務の比重が重い事業も多く取り組まれておりまして、例えば、給食センターがあり、それから 3 つ目の「西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)」につきましては、庁舎とか、産業支援施設とか、文化交流施設の複合施設でございます。更に、浄水場の再整備のような事業もございまして。

以上のように、契約について検討を行う素材が、ある程度存在する状況になってきているかと存じます。

ただ、この「 」に示させていただきましたように、以上の契約例及び契約を比較した場合、規定の内容及び形式について必ずしも標準化が進んでいるとは認めら

れない状況にあり、具体的な条項に即した条項例の検討の必要性が高まっているとも考えられます。すなわち、PFIの契約に関する議論を行うための共通の土台を作る必要があるということでございます。

委員の皆様御案内のように、本日は資料1、資料2がとりまとめられたところですが、従来、資料1、資料2と同時に「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説」という資料が検討され、去年の7月15日の委員会にも提出されているところでございます。この資料自体、非常にレベルも高く、有力な素材の一つであるというふうに考えられますが、ただ、やや病院事業の特殊性を反映した部分もございまして、そのまま検討のベースにすることは若干困難な面もあるうかと考えられます。

そこでこの、上の「 」の「(注)」の下から3行目ですが、まず、各種類型のPFI事業に共通の事項を中心に、施設の設計、建設、維持・管理業務を主たる内容とした事業から検討を開始することが現実的ではないかということで、どのような素材で検討を行うかにつきましては、事務局でいろいろと工夫をさせていただければと存じます。

更にまた、並行して「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」のうち必要な事項は「契約に関するガイドライン」に盛り込むことも必要という事でございます。

最後にちょっと、資料はございませんが、どんな議論の進め方が考えられるかということについて若干御紹介させていただきますと、まず、基本はいろいろな分野の知見をお持ちの先生方にお集まりいただいておりますので、総合部会に御参加いただいております、全委員、専門委員の先生方に御参加いただくことが基本と考えられます。

ただ一方で、条項例に関する細かい議論に入りますと、ちょっとお忙しい先生方に一堂にお集まりいただくことは困難となる状況もある可能性もございまして、例えば10月以降の総合部会には、4回のうち定足数の関係で2回が検討会という状況でございます。

更にその契約を実際に締結し、事業を行っている実務家の方々であります、あるいは契約に関する専門家に更に御参加いただくことも議論については有益かというふうにも考えられます。

すなわち、例えば総合部会の委員、専門委員のすべての方々に加えまして、若干の実務家、専門家の方々の参加を得て、ワーキンググループを構成するとしていただくというようなことも考えられますが、このような事項も含めまして、是非、御意見を賜ればと存じます。

資料3についての私の説明は以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、議論に移りたいと思います。今後の進め方等に関しまして、御意見あるいは御質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。どうぞ。

B委員 総合部会でもいろいろな意見が出ておりまして、その先の課題と申しますか、イシューについて、今後とも御議論いただくことになろうかと思いますが、今後、先ほど御説明いただきましたように、さまざまな具体的なケースが出てきておりまして、いい方もございますが、一方で悪い方もございまして。

既に新聞等でもありました、例えば東北地区でスポーツ施設の屋根が落ちてしまったとか、九州では取り組んだ事業のSPCが直ちに破綻した状況になってしまったとか、最近ではいろいろとトラブルがまた起きているとかいうこともございます。

このところをどこまで実態に入れるかどうかわかりませんが、やはり、今までの行政の中にはない仕組みでございますから、トラブルがあるのはしょうがないことで、むしろそのトラブルを生かすという意味で、ケーススタディー的に個々の事例とその内容、そのトラブルがなぜ起きたのか、それに対する、一種のソリューションでございますね。標準契約にも反映するとか、いろんなプロセス、この辺の改善を求めるとか、あるいは今まですべてのガイドライン等ございますが、そういうところにトラブルを防止するような観点からのさまざまなアドバイスを入れていくと、そういう目的のために、今後、具体的な事例についても解析、評価というものをできるような機会を作っていただきたいと思います。

渡委員長 確かにPFIというのはまだ日が浅いですから、いろいろとトラブルが起こることはあるでしょう。これまでのケースをしっかりと検証して、トラブルが二度と起こらないように努めることの方が大事だと思います。

例の滋賀県の近江八幡の問題とか、いろいろ知れば知るほど事前に予防ができたのではないだろうか、というような事例もありますし。

D委員 契約書の標準化に関して、どのように条項例を作成しようかということが焦点になると思います。これは契約のガイドラインを作りました平成15年に議論したときに、推進室のご担当の方で、その時点までに公表されていた事業契約書を横並びで全部比較してございまして。

それで、単に事業契約書の文言が違うだけで、実質的な契約の内容というのは差がない、契約の実態上の意味に差がないものは、標準化することで紛れがないようにする。

ただ、論点によってはいろいろな考え方があるということもあることに注意しなければならない。とくに、事業契約は従来の発注者としての官と、請負、受託の民との間の契約にみられる上下の関係でなくて、官民が横で契約をしますので、対等な立場での契約という事であれば、案件毎に特徴があったり、力関係が違っていたり、その内容が少しずつ違っている可能性がある。その部分の標準化に向けてと

ということで、それが今回の資料 1、先ほど委員長がおっしゃってくださった「1」と「2」です、があるわけです。

事務局からの提案にございますように、1つは違いに意味がない場合は、文言は統一してみてもどうかということ。ただ、いろいろな考え方があるところについては、標準化に向けていろんな考え方があるというとりまとめをして、現状あります契約のガイドラインをアップデートするといえますか、中身を少し進めてみるかどうかというふうに考えております。

以上です。

渡委員長 ありがとうございます。

E委員 先ほどのBさんの御意見に関連してなのですが、Bさんが挙げられました、福岡での事業者の破綻だとか、仙台での事故だとかというのは、たまたま私が委員長で調査をしたこともございます。

そういうことに関しましては、我々調査委員会としては、それも1つの大きなリスクの出来事が起こってしまったことだと解釈し、それに対してどういう形でリスクマネジメントを考えるべきかという形で検討を行い報告書も出しております。これらの報告書はかなりの方に読んでいただいておりますし、内閣府のこういうレポートの中にも反映していただいているものだというふうに考えております。

今回のこの契約に関しての基本的な考え方だとか、要求水準に関しての基本的な考え方の中にも、そういう意味でのリスクの話を入れていただいております。特に先ほど銀行に関する議論で情報開示の話がございましたけれども、情報開示項目の中でも、リスクに対しても情報開示を明確に行うことが望ましいという形の文章が入っております。

どこかで起こったことはまた別のところで起こる可能性が高いものですから、そういうことをみんなで蓄積して、他山の石としてほかの事業にも役立てていただくということ。そういうシステムを組んでいくと、その課程で、いろいろなリスクに対しての項目に対して、契約も整備されていくのだろうというふうに考えております。

今回、この考え方は基本的な考え方ですから、あくまでも概念的な話になっておりますが、この形で契約書の標準化をねらっていくというのは1つの方向としてももちろんあります。しかし、その一方で、どうしたらそういうリスクを適切に分析できるのかだとか、扱えるのかというような技術的な取組みについてもどこかでやらなければならないと思います。なかなか個々の自治体などで取り扱うわけにはいかないのではないかと思います。

今日の趣旨に合うのかどうかわかりませんが、契約の話はそういう形で伸ばしていきながら、技術的な話として、リスクを見つけて、どのように分析して、それで、当然それをプライシングして、あるいはマネジメントするのに関しても、

この委員会の関連で検討する場があればいいのではないかと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見です。

どうぞ。

C委員 今回のE先生のお話に関係してなのですけれども、近江八幡にしても、それから仙台にしても、なかなかPFIの専門家というか、関係者は読んでいるのだと思うのですけれども、これからPFIをやろうとする自治体など発注者の担当者というのはそこまで深く報告書を読んで理解して、何が本質的な問題で、どこを改善しなくてはいけないのかということに関して、理解は必ずしもそんなに深くはないだろうと思うのです。

恐らく今回のこの考え方の中に、そういったこともすべて反映されていると思うのですけれども、なかなか具体事例に即して、たとえば、こういう失敗を防ぐためにこういう条項が存在している、という関係性がなかなか読み切れないのではないかなど。現場の担当者にももう少しわかりやすいよう、工夫が求められるのではないかと考えています。具体的な契約書のひな型を作って、そのまま使うというのも、非常に簡便ではあるのですけれども、なぜこういう条項が必要なのか、どういう場合にそれは求められるのかということについて、先ほどB先生がおっしゃいましたけれども、今まで既にかなりPFIの具体事例は出てきていますから、失敗事例も踏まえて、ミスに陥らないために、特定の条項を入れ込むことが必要なのだと。実務の現場において参考となるような契約書のひな型を作っていくことが、意味あることと感じています。

渡委員長 ありがとうございます。これも、大変貴重な御意見です。

どうぞ。

D委員 実は近江八幡市は私の生まれ故郷でございます。私とその契約のとき、最初から関わっておったのです。

それで、そのC委員がおっしゃったことは誠にもっともで、地方自治体ごとでそのノウハウが分断されてしまっている。例えば横浜市さんのような、非常に経験豊かな市であれば、行政内部で、市の内部でノウハウが共有できるわけです。あるいは国の案件であれば、同じ省庁の中で共有できる。あるいは大学のPFIであれば、文科省を通して各大学の施設部の間で共有ができる。

地方自治体の場合ですと、本当にその共有が非常に難しゅうございます。そこで、こうした弊害を克服するために、病院PFIに関して申し上げますと、PFIを実施している自治体の間で事実上の協議会のようなものを立ち上げ、定期的に会合を催すことで、ノウハウの共有を進めていると伺っております。

イギリスの場合ですと、国のPFIが軸になっておりますので、担当する公務員の能力向上を目的とした施策の実行は容易でしょうし、E先生がおっしゃったように、リスクワークショップを実施することにより、公務員の間で意識の共有化が図

れる。

日本の場合はどうしても地方自治体で分断されてしまいますので、その本当に欲しいノウハウの共有がなかなか難しいというのが現場で実務をやっておりますと、思うところなのです。

その部分は残念ながら、私の前言を翻すようになりませんが、なかなかガイドラインを作っても難しい。そこをどうしたいのかというのが、実務をやっておりますときの、本当のところの悩みでございます。

A委員 ということは、役所の縦割り等の問題もあるということでしょうか。

D委員 そうですね、役所の縦割りということもありますが、他方で地方自治体が主導権を持ってPFI案件をやっておりますので、その地方自治体の枠を超えて公務員が異動するということは、普通は考えられない。実際に私がやっております病院PFIの分野ですと、八尾市の御担当の方が、筑波大学付属病院の整備をPFIで実施するとき、いわゆる割愛手続きではなかったと伺っており、制度的にどのような手続きでなさったのか存じませんが、割愛ではない形で筑波大学の事務局においでになります。そうすると、八尾で病院PFIを実施したときのノウハウ、経験がすべて筑波大学の案件のときには生かせる。それ以外のケースですと、なかなか地方自治体を超えてノウハウ、経験を生かすことが難しいというのが現状であります。

B委員 ノウハウが共有されていないという現状は確かにあるかと思いますが、これも多面的に見る必要があるのだろうと思いますね。人数の問題もありますし、能力の違いもあります。

私が漏れ聞いている限り、もう一つの問題がありまして、今、問題になっているケースなんかでは、要するに、先ほど情報の公開ということがございました。トラブルになっているものが、はたから見て何かわからないし、現に当事者が、管理者が公開してくれといても公開してこない。これでは解決のしようがないし、そもそもその辺のところを公開しなくてもいいというのは、なぜそうなったのか私もよく分かりませんが、そもそも事業を行うときに、やはり周知を集めてやらなければならないような難しい事業なんだろうと思います。

そこで、実は我々はこの委員会での責任といいますか、役割ということから申しますと、当初から私も多少関わっておりますので、委員会の在り方ということにつきましては、さまざまなノウハウが共有されるように、あるいはそれが行き渡るように、そういうことを議論することもそうですし、そういう仕組みを作ることも、当初から実はあったのです。

ところが現実にはなかなかありませんで、実は先日、朝日新聞に記事が出まして、公表でいいと、必ずしも内容は私どものあれではないのですけれども、確かにここに書いてありますように、いろいろ情報が公開される。

また、管理者の立場から見ますと、要するにトラブってしまえば、情報開示の要求というのは必ず出てくるのだろうと。そうなったときに、やはり立場上困るわけです。

そうしますと、それで三百数十件、現実のPFI事業ができてきているわけですが、いいとか悪いとかの評価は別にしまして、主要な契約でございますとか、あるいは先ほどE委員がおっしゃったように、さまざまな事例についての検討結果、こういうものが一元的にアクセスできる。そういう方向に、やはり我々も考えねばならないのではないかと思いますし、前回の法律改正のときも一部そういう議論があったかに聞いております。

したがって、これからは情報に関して、契約そのものもそうですし、それに対する分析とか評価とか、検討結果もそうだと思いますが、アクセスしやすいようにする仕組みがまず必要なのかなと思います。そうすることによって、やはり実際に事業を進める方々が必要なノウハウなり情報なりが手に入れられる。そういう基盤が初めてできてくるだろうと思います。

渡委員長 ありがとうございます。一連の情報公開の在り方と、その方向性について議論がありましたけれども、ほかにございますでしょうか。

山内委員長代理 これからどういうふうにするかについては、今、各委員からいろいろ御意見をいただきまして、それは一つひとつ非常に重要なテーマだと考えます。

ちょっと引き取らしていただいて、委員長と私の方で相談させていただいて、それで総合部会でまたどういうふうにするかということを検討したいと思います。

渡委員長 わかりました。事務局の方からコメントはよろしいですか。

事務局 いや、結構です。

渡委員長 他に何か御意見ございますでしょうか。

C委員 すみません。さきほどの参考資料で気がついたのですが、フォーマットが「契約」の方が「まえがき」で「第1章」「第2章」というふうになっていまして、「要求水準書」の方が「序」でローマ数字の「1」「2」「3」で、これは直された方がいいかなと、統一をされた方がいいと思います。

あと、統一という視点で申し上げますと、「業務要求水準書」のところの「2-3. 業務要求水準・モニタリング・支払いメカニズムの三位一体の検討」となっていて、この捉え方は非常にいいと思いますので、「事業契約」の「第6章 モニタリング・支払いメカニズム」のところにも同様に、三位一体的な考え方が盛り込まれていた方がよろしいかと思います。今頃気がついて申し訳ありません。

F委員 44ページには「一体的な」と書いてある。三位一体とした方がいいかもしれない。

事務局 先生の御指摘のように、各章のテーマ及び44ページのところは修正さ



せていただきたいと思います。ありがとうございます。

渡委員長 それでは、今山内部会長からもお話がありましたとおり、数々のいただいた意見につきましては、部会長と私とで取り扱いに関し、十分議論させていただき、次回の総合部会の場で山内部会長より御報告申し上げることにしたいと思えます。

今回の委員会の議論を振り返ってみますと、B委員の方から、PFIで生じたトラブルというのはケーススタディーとして前向きにとらえ、トラブルが起きないように事例研究的に扱ったらいいのではないかと提案がございました。

あるいは、D委員からは、PFI契約の内容は違わないけれども、それぞれの契約においていろいろ表現が違ってきており、これを意味のない差異は削除しながら、同じような内容の箇所は統一化してみたらどうかという、提案がございました。

E委員からは、PFIに潜んでいるリスクについても情報開示というものが必要であり、特にこのリスクについてはどうしたら最小化できるか、むしろ前向きで、技術的なリスクマネジメント手法の検討を加えることも必要ではないかという御意見がありました。

C委員からは、情報開示に関する意見がありました。PFIの個々の事例に即して、今回取りまとめた報告書が使えるように、対比表のようなものを作成しないと、各PFIを担当する人たちが報告書を読んでも直ぐにはよく分からないということになってはまずいのではないかという、前向きの御意見がありました。また、失敗事例の情報をもっと充実させて、失敗事例を踏まえて、契約内容に盛り込んでいくべきだという意見もございました。これは、先ほどのB委員の御意見とも一致すると思えます。

それから後半では、D委員の方から、地方自治体の場合は、個々の地方自治体の枠で分断されてしまうため、イギリスのように国全体でPFIを実施しているようなわけにはいかず、なかなかPFIのノウハウの共有化がしにくい面がある。このあたりに対する工夫も必要ではないか、という御意見もございました。

最後に、B委員からは、情報の公開が不十分で、この委員会の在り方としては、やはりPFI事例に対し、良い点悪い点を含めてアクセスできるような、そういう体制を作られたらどうかと意見がございました。

B委員 全部の案件ですね。

渡委員長 というような御提案であったと思えます。

最後のC委員の御意見については、再度修正されました資料でご確認願います。いずれにしましても、皆様の御意見は、すぐ取り入れられる問題と、検討を要する問題といろいろございますが、ただ、いずれも皆前向きの御意見だと思います。

したがって、先ほど申し上げたとおり、私と山内部会長とで今後十分相談した上で、どう取り扱っていくかということを前向きに検討いたしまして、次回、総合部

会の場で山内部会長より提案するということにしたいと思います。

ただ、基本的には、当委員会として契約の標準化について取りまとめていくことにつきましては、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうでしょうか。

(「はい」と声あり)

渡委員長 ありがとうございます。

大変短い期間でこれを仕上げていかなくはなりませんので、各委員の方々にはお忙しい中、大変恐縮ではございますけれども、今後とも御協力をいただきたいと思います。

他に、何か御意見がありましたら、どうぞ。

C委員 今後、総合部会で御議論していただければいいと思うのですが、なかなか「失敗事例」という表現をすると、発注者である自治体にも支障があるでしょうし、関わった方々にも迷惑がかかるようなこともあるかもしれません。どれが成功事例で、どれが失敗事例というふうに明確に色付けするのは難しいと思うのですね。外から見ると全体としては成功事例のように見えている案件であったとしても、ある部分はうまくいっていないというケースがあるでしょう。今までの具体事例の中から、うまくいった点、うまくいかなかった点を抽出して、その原因を分析し、今後の事業にどう生かされるべきなのかということを検討していくことが重要ではないかと思います。

A委員 参考人として、PFIに携わった当事者の方々を部会等に呼びましょうか。それで事例報告してもらったらいいですね。

C委員 そうですね。「こういうところはうまくいった、それは契約においてこういう文言があったから」とか、あるいは、「この点での契約上の記載が緩かったから失敗につながった」ということを、少し掘り起こすようなことができればいいと思っています。

D委員 ちょっと質問をさせて頂いても構いませんでしょうか。

渡委員長 どうぞ。

D委員 C委員が行政の実務の方からおっしゃったことを、私は外のアドバイザーとしての立場から拝聴しておりますと、運営が開始して3年とか4年ぐらい経ったところで、その案件がいかなるものであったとしても、行政評価をやられたらどうかという思いが致します。

当初、基本構想を立てて基本計画を立てて始められるその時点と、運営がある一定の軌道に乗った後とで、両者を比較をしてごらんになると、案外、言われているほどうまくいっていないわけではない。実際どのようになっているのか、よく存じませんが、事業環境は随分変わっていますので、当初うまくいっていたものが時間

とともにうまくいかなくなるというケースは結構あると思います。こうした例が結構あるとしても、それが当初の計画がまずかったからかということ、それはまた別の問題です。ですから、最初に策定された基本構想、基本計画と、既にその運営が始まって何年か後とを比較して事業評価をなさってご覧になる。これはごく普段行っておられることだと思いますが、PFIの場合は特に関係者が多くございますので難しいこともあります。淡々とそれをなさってごらんになるのは、意味があると思っています。

A委員 公共側の要求水準書についても、より具体的にすべき事項が随分織り込まれるようになりましたね。今までの要求水準書は「きれいなものを作れ」とか「何か美しいものを作れ」とか、非常に抽象的であったと聞いております。どういものが美しいかなんて、よく分からないわけですから、トラブルなんかが起こってしまうケースもあったと思います。

そういったものが、もう少し実態に基づいて要求書が作られてくるようになれば、トラブルなども大分防げるようになると思います。ですから、今回、非常に中身が充実したものになってきていると思いますので、しばらく現行で少々走ってみて、問題が起こったときには、またもう一遍いろいろ議論しながら取り上げていく、そういう工夫をしていくことも必要なのではないかという感じがいたします。かなりトラブルを未然に防いでいく可能性はあると思います。

B委員 今の見直しと関連してでございますが、今のお話は主として手続きでございますとか、事業そのものの進展とか、そういう意味合いでの見直しと、当然そういうことは必要なのだろうと思います。

もう一つ、PFIに独自のものとしまして、バリュー・フォー・マネーというのがあるわけですね。これにつきましては、当然、当初、実施に入る前に、バリュー・フォー・マネーという計算をして、事業として選定するということがございますが、現実に事業が始まったあとで、それを見直すということも、過去についてはそういう議論があったのでございますが、これからいよいよそれを現実に、どのようにそれを見直していくのか。それは特定の事業だけを抽出してではなくて、PFI事業と称するものについては、すべてこれは必要なプロセスなのですね。これについてまだ議論を進めているわけではありませぬので、これから具体的に、5年後、10年後という時点でのバリュー・フォー・マネーの見直しと、それとバリュー・フォー・マネーの計算方法も必ずしも完璧なものではございませぬから、そういう方法論についての見直しも同時にあるのだろうと思います。

渡委員長 かなりトラブルを防いでいけるわけですね。

B委員 実際にも事業そのものがね。

渡委員長 どうぞ。

E委員 先ほどの失敗事例という表現ですが、そのような表現ではなかなかうま

く調べられないかなと思います。私はリスク関連の分析をやっていますけれども、どういう形でデータを提供してもらおうのかというのが、一番難しいところです。リスクの調査といえばややもすれば、マイナスの評価を与えるようなイメージなのですが、逆にそうではなくて、客観的にそういうリスクのイベントが起こってしまったということで、失敗だとか成功だとかというのではなくて、そういうことが起こってしまったということを、どういう立場であろうとも客観的に報告していただくようなシステムを作っていくというのが重要です。これはPFIだけではなくて、従来型の公共事業においても同様で、我々はリスク関連の調査をやりながら、国土交通省にも、お話しているところです。

ですから、あまり失敗という形ではなくて、客観的にそこで起こってしまったことに関して取り扱うべきだと思います。先ほども申し上げましたけれども、タラソ福岡だとか、仙台のスポパークでも調査をやりましたけれども、あれも起こってしまったから、後から調べればいろんなことがでてくるのは当たり前で、私は「後出しじゃんけん」だから、これはずるいやり方ですよといいながら、分析といいますか、そういう報告をさせていただいたことがあります。とがめるといふ姿勢で調べるのではなく、それが、まず、次の事業に役に立つとの位置づけを強調することが必要だと思います。

特に、一番問題なのはリスクの存在が事前にわかっているならば、何らかの対策をとるはずで、一番問題なのは、そのリスクがリスクと認識されていなかったら、落とし穴に落ちるような形に入ってしまふことだと思います。ですから、できるだけそういうリスクが起こったならば、こんなリスクがあるのだということを、先ほどBさんが言われたみたいに、みんながわかりやすく得られるようなデータベースだとか、そういうことも作っていくというのが重要な話ではないかなというふうに思います。

渡委員長 大体おっしゃっている内容については、方向性は一致していると思います。貴重な意見として受け止めて、是非まとめていきたいと思います。

どうぞ。

E委員 別件でございますが、私、土木学会の中でインフラPFI研究小委員会を長年やってきておりますけれども、まだまだ我が国におきまして、いわゆる道路をはじめとするいわゆる土木インフラの事業はないというのが気になっております。

何が何でもPFIという話ではなくて、PFIが適切な事業方式であれば、当然、導入すべきだと思いますし、今のこういう経済情勢の中でも、ある意味ではマーケットは厳しいのかもわかりませんが、そういうことも将来的に含んで考えていくようなことも、こういう委員会の中でも議論ができれば非常にありがたいと考えております。

渡委員長 それでは、皆様の御意見が大体出尽くしたようでございますので、本日は以上で閉会とさせていただきます。いろいろと貴重な御意見ありがとうございました。また、部会長も、どうもありがとうございました。

次回に、最終報告とさせていただきますので、よろしく願いたしします。なお、修正された資料は、後日またお送りすることになります。どうもありがとうございました。